

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案に対する修正案 趣旨説明  
ただいま議題となりました、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

平成二十七年に制定された、いわゆる内閣官房・内閣府見直し法によって、内閣官房の五つの事務が内閣府に移管、一元化され、内閣府の九つの事務が各省等に移管されましたが、同年の閣議決定において、内閣官房及び内閣府の業務は、三年後を目途として、全面的な見直しを行うこととされていきました。それにもかかわらず、政府ではその後、本格的な見直しが行われておらず、内閣の総合戦略機能を担う内閣官房は肥大化を続けております。

さらに、政府は、今回の内閣法の一部改正において、内閣官房のつかさどる事務として、いわゆる「包括条項」を追加しており、政府答弁においても新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務以外に現時点で想定しているものはないが、それ以外の法律に基づく事務を担う可能性は否定されないとのことでありました。

そこで、今後の内閣官房の肥大化を防止する観点から、本修正案を提出した次第であります。

本修正案の主な内容でございますが、内閣官房の所掌事務として、包括的な事務を加える改正規定を改め、

内閣感染症危機管理統括庁がつかさどる事務に限定した所掌事務を加えることとしております。

以上が、本修正案の趣旨であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。